

ト述フルヤ注意ヲ命ゼス

司會者等會を宣し並に示威行列に移る

勞働祭示威行列

日時。大正十三年五月一日自午後三時至五時半

道竹助。横濱公園内を一周して山門を出て日本大通

に出で生絲検査所を角を左折して本町通

り四丁目角を一直線に馬車道、伊勢佐木

町通、長島町南を田町を経て日枝神社

(通称お三、宮)境内に在る

参集者。約三〇九

警戒の爲に官の多数の爲め(制服約五〇名)

恰も警備隊の行状の如き観あり

お三宮に参りて窓戸の解放の解ありて並に一日解散す
當日の運動に在りて當局は尤記の如き条件を以てこれ
を許可したるものなりとす。その条項尤の如し

一、旗幟の制限

旗幟は七尺以内とし白地に黒畫したる數を越(ざる事)

小會旗は老圓作毎に一本

口、長旗は老圓作毎に五本以下

ハ、標旗は老圓作毎に五本以下

一、宣傳ビラの制限

宣傳ビラは屋外集會及示威運動時中は絶対に撤布せざる事、尚撤布の宣傳ビラの内容は一々
内閣を受くる事、